

東京福祉大学短期大学部 通信教育課程に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 東京福祉大学短期大学部（以下、「本学」という。）に置く通信教育課程（以下、「本通信教育課程」という。）は、教育基本法と学校教育法の精神に則り、通信の方法によって高潔なる人格と豊かな人格を培い幅広い教養を与えるとともに、併せて保育・多文化社会における子育て支援に関する実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。
- 2 この規程は、「東京福祉大学短期大学部 学則」第3条第4項の定めにより本学の通信教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 本通信教育課程は、保育児童学の教育研究水準の向上を図り、本通信教育課程の目的を達成するため、本通信教育課程における教育研究活動等の状況について自己点検、評価を行うものとする。
- 4 前項の点検、評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(構成及び収容定員)

第2条

| 専攻名 | 修業年限 | 入学定員 | 収容定員 |
|------------|------|------|------|
| 幼児教育専攻 | 2年 | 150名 | 300名 |
| こども教育・保育専攻 | 3年 | 200名 | 600名 |
| 計 | | | 900名 |

(修業年限)

- 第3条 本通信教育課程の修業年限は、幼児教育専攻は2年、こども教育・保育専攻は3年とする。
- 2 本通信教育課程の学生は、幼児教育専攻は4年、こども教育・保育専攻は6年を超えて在学することができない。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。

(正科生・特修生・科目等履修生)

- 第4条 本通信教育課程の学生は、正科生、特修生及び科目等履修生に分かれる。

第2章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

- 第4条の2 本学の教育課程は、教育基本法、学校教育法及び大学設置基準等の関連法令に基づくとともに、本学の建学の精神・使命や教育の目的を達成するため、本学の定める教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）に基づき、編成するものとする。

(授業科目の区別)

- 第5条 本通信教育課程における授業科目は、一般教養科目、現代社会の理解、文化や言語の理解、

専門基礎教育、キャリア開発教育科目、こどもの理解・発達支援、保育の内容・方法、子育て支援の理解と方法、保育・子育て支援の実践と展開の区分の科目及び資格取得に関する科目とし、これを必修科目及び選択科目に区分する。

- 2 各授業科目は、授業の方法により、①主として教科書等により学習する印刷授業科目、②講義・演習・実習等により学習する面接授業（スクーリング）科目、③主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる放送授業科目、④メディアを利用して行う授業科目、⑤面接（スクーリング）及び印刷併用授業科目、⑥放送及び印刷併用授業科目及び⑦メディア及び印刷併用授業科目として編成する。
- 3 本通信教育課程において教育する授業科目及びその単位数等を別表1に定める。また、その履修方法、経過措置等の詳細については、「東京福祉大学短期大学部 通信教育課程における教育課程及び履修方法に関する細則」に定める。

（単位数の算定方法等）

第6条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。

- (1) 印刷授業においては、1単位45時間の学修を必要とする印刷教材等の分量は、教科書等おおむねA5版100頁程度とする。
- (2) 面接授業（スクーリング）の講義及び演習においては、授業15時間及びその予習復習等の教室外学修30時間をもって1単位とする。
- (3) 面接授業（スクーリング）の実習においては、30時間から45時間の範囲内で各授業科目において定める。
- (4) 放送授業の講義及び演習においては、授業15時間及びその予習復習等の教室外学修30時間をもって1単位とする。
- (5) メディアを利用して行う授業の講義及び演習においては、授業15時間及びその予習復習等の教室外学修30時間をもって1単位とする。
- (6) 面接（スクーリング）及び印刷併用授業科目においては、各授業科目とも1単位15時間相当の面接授業（スクーリング）と印刷授業により構成する。
- (7) 放送及び印刷併用授業科目においては、各授業科目とも1単位15時間相当の放送授業と印刷授業により構成する。
- (8) メディア及び印刷併用授業科目においては、各授業科目とも1単位15時間相当のメディアを利用して行う授業と印刷授業により構成する。

第3章 学習指導

（授業科目の配当）

第7条 授業科目は、本通信教育課程の教育上の目的を達成するために、各年次ごとに体系的に配当して編成する。

- 2 教科書等の教材の配本は、授業科目の年次配当及び選択履修登録に従い順番に配付する。
- 3 各授業科目の履修は、授業科目の年次配当を考慮して各自の授業計画に沿って進めるものとする。

（学習指導）

第8条 学習指導は、教科書等の教材の配布、学習、質疑応答、レポート作成・添削指導、面接授業（講義・演習・実習）、放送授業、メディアを利用して行う授業、卒業研究及びその他の方法によって行う。

- (1) 学習の過程における質疑は、配布された質問事項記載用紙を提出して随時行うことができる。
- (2) 印刷授業等のレポートは、各授業科目の設題について所定の方法により作成提出しなければならない。このレポートが不合格の場合は所定の方法により再度提出しなければならない。
- (3) 面接授業（スクーリング）は本大学及び全国の適当な地区において、通学課程と同一程度において実施し、その時期及び会場は別に公示する。
- (4) 面接授業（スクーリング）科目については、通学課程における当該科目の規定単位を修得することによっても単位を認定できるものとする。
- (5) 放送授業は、放送その他これに準ずるものの視聴により学修し、授業を行う教室等以外の場所で行われるものとする。
- (6) メディアを利用して行う授業は、同時かつ双方向に行われる通信システムを利用し、授業を行う教室等以外の教室等で行われるものとする。

（保育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの履修年次）

第9条 保育実習Ⅰは2年次に行い、保育実習Ⅱ及びⅢについては3年次に行う。

第4章 試 験

（科目終了試験）

第10条 履修科目の科目終了試験は筆記試験を行う。

- 2 授業科目の試験の成績はA(100～90点)・B+(89～80点)・B(79点～70点)・C(69～60点)・F(59点以下)の5種類とし、A・B+・B・Cは合格とし、Fは不合格とし単位は認めない。
- 3 本学においてはGPA制度により、授業科目ごとの5段階ごとの成績評価A・B+・B・C・Fに対して、4・3・2・1・0のグレードポイントを付与し、この単位当たりの平均（GPA、グレード・ポイント・アベレージ）が2学年度連続して2.0未満の学生に対しては、退学を勧告する。
- 4 科目終了試験は、試験日及び試験会場を毎年度、公示する。

（受験資格）

第11条 印刷授業科目の科目終了試験の受験申込は、所定のレポート提出時に受け付けるものとする。

（単位認定）

第12条 単位の認定は、各授業科目の定めるところにより、科目終了試験の合格又はレポート試験及び科目終了試験の合格により与えるものとする。

- 2 科目終了試験に不合格の場合は、再度科目終了試験を受けなければならない。

（他の指定保育士養成施設等における授業科目の履修）

第13条 本通信教育課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が在学中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、転学の場合を除き、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

また、指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校）で履修した教科目について修得した単位については、転学の場合を除き、こども学科で設定する授業科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

第5章 卒 業

（卒業に必要な単位数）

第14条 本通信教育課程を卒業するためには、幼児教育専攻においては2年以上、こども教育・保育専攻においては3年以上在学（第29条に規定する転入学者を除く）し、それぞれ62単位、94単位以上を修得しなければならない。ただし、第10条第2項及び第3項に規定するGPA（グレード・ポイント・アベレージ）が2.0以上でなければ卒業を認定することはできないものとする。

2 前項の卒業要件単位数のうち、幼児教育専攻においては15単位以上は、面接授業またはメディアを利用して行う授業によって修得しなければならない。ただし、この内5単位までを放送授業によって修得することができる。こども教育・保育専攻においては、23単位以上は、面接授業またはメディアを利用して行う授業によって修得しなければならない。ただし、この内8単位までを、放送授業によって修得することができる。

3 本通信教育課程における授業科目は、本学通学課程の該当する授業科目の規定単位を修得することによっても単位を認定できるものとする。

（短期大学士の授与）

第15条 前条に定める卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、短期大学士（こども学）の学位を授与する。

（卒業証書）

第16条 卒業を認定された者には卒業証書を授与する。

第6章 入学・休学・復学・退学・転学・転籍

（入学期）

第17条 入学の時期は、原則として4月及び9月とする。

（入学資格）

第18条 正科生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（1） 高等学校を卒業した者

（2） 通常課程による12年の学校教育を修了した者（通常以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(専修学校の高等課程における修業年限3年以上の課程で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者)
- (6) 大学入学資格検定規定により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 学校教育法第56条の規定による中等教育学校を卒業した者
- (8) その他、相当法令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学願)

第19条 入学志願者は所定の入学願書・成績証明書・卒業証明書(又は検定証明書)・出身学校長の調査書・最近撮影した写真に別表2に定める入学選考料を添えて提出しなければならない。また、必要に応じて健康診断書等を提出させることができる。

(入学選考)

第20条 入学は、書類選考により、学長が許可する。

(誓約書)

第21条 入学を許可された者は、保証人を定め、誓約書に別表2に定める入学金を添えて期日までに提出しなければならない。

(保証人)

第22条 保証人は父母あるいは配偶者等の親族、及びこれに準ずる者、又は本通信教育課程で適当と認めた者に限る。

- 2 保証人は入学生の学生生活と教育に関する一切の責に任じ得る者でなければならない。

(転籍・転居・改名)

第23条 学生又は保証人が転籍、転居又は改名した時は、その旨を直ちに届出なければならない。

(休学)

第24条 疾病その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細に事由を記した保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は病気のため就学が不相当と認められる者等に対しては休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は原則として、4月又は9月を起点として、年単位で認めるものとする。但し、4月2日又は9月2日以降に休学に入った者は、6ヶ月経過後の最初の4月又は9月に、原学年次に自動的に復学するものとする。
- 4 前項の場合、休学者が引続き休学をするには、改めて休学の手続きを行い休学在籍登録をしなければならない。
- 5 休学手続きの際の休学在籍登録料は20,000円とする。
- 6 休学の期間は、通算して幼児教育専攻においては2年、こども教育・保育専攻においては3年間を超えることができない。

(復学)

第25条 復学を希望する者は、学長に願い出、その許可を得て復学することができる。

(願出退学)

第26条 疾病その他やむを得ない事由により、退学しようとする者は、その理由を付した保証人連署の退学願を本通信教育課程を経て、学長に提出し、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第27条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、除籍することができる。

- (1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 第3条第2項に規定する在学期間を超える者
- (3) 第24条第6項に規定する休学期間を超えたため復学の許可を得られなかった者
- (4) 所定の期間内に所定の学費を納入せず、督促してもこれに応じなかった者

(再入学)

第28条 正当な理由で願出退学した者が、新たに再入学を希望する時は、学長の許可を得て再入学することができる。

- 2 再入学を希望する者は、転入学と同様の手続きをとるものとする。
- 3 再入学を希望する者は、別表2に定める入学金を納めるものとする。

(転入学)

第29条 他の大学・短期大学（通学課程又は通信教育課程）から、本通信教育課程に転学を、あるいは本通信教育課程から他の大学に転学を希望する者があるときは、学長が許可することができる。

- 2 前項により、転学した者の在学年数並びに単位数については元の大学・短期大学又は元の学科の在学年数、単位数の全部又は、一部を算入することができる。

第7章 特修生

(特修生)

第30条 第18条に規定する正科生として入学資格のないものは、選考によって特修生として入学を許可することができる。

- 2 特修生は、正科生に準じて教育を受けることができる。

(正科生の資格取得)

第31条 特修生として4科目8単位以上を、原則として入学後6ヶ月以内に修得した場合には、本通信教育課程の正科生としての資格を認めることができる。ただし、この正科生の資格取得について本通信教育課程のみ有効なものであり、他の大学に入学する場合は適用とされない。

(修了証書)

第32条 特修生として所定の課程を修了したものは修了証書を授与する。

- 2 特修生として修得した科目・単位については正科生入学時にこれを追認することができる。
特修生として在学した年数は、第3条に規定する在学年数に換算する。

(本規程の準用)

第33条 特修生については、この章に規定するもののほか、本規程第14条から第16条までの規定を除き本規程を準用する。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第34条 本通信教育課程に関する事務を処理するため、通信教育部を置く。

- 2 通信教育部には、通信教育部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な教職員を配置する。

第9章 通信教育委員会

(通信教育委員会)

第35条 本通信教育課程に通信教育委員会を置く。

- 2 通信教育委員会については別に定める。

第10章 学 費

(学 費)

第36条 学生は授業料その他所定の学費を納めなければならない。

- 2 授業料の額は別表2に定める。
- 3 授業料(教科書代、学習指導書代を含む)は、原則として学年始めに納めなければならない。
但し、事情により分納を許可することがある。
- 4 休学中は第24条第5項に定める休学在籍登録料を納めるものとする。

(面接授業料)

第37条 面接授業料は、別表2に定める所定額を納めなければならない。

(授業料の免除)

第38条 学生のうち成績優秀であって経済的理由等により納付が著しく困難な者に対しては、授業料の全部又は一部を免除する場合がある。

(学内奨学金)

第38条の2 学業・人物ともに優秀と認められた場合、又はその他特別の事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部に相当する額の学内奨学金を給付する場合がある。

- 2 学内奨学金に関するその他必要事項は別に定める。

(学費の不返還)

第39条 一旦納入した学費、諸費用等は、理由の如何にかかわらず一切これを返還しない。

(学費の変更)

第40条 学費は、経済情勢の変動等の事情により変更することがある。

第11章 学 生 証

(学生証)

第41条 正科生には学生証を交付する。

(身分証明書)

第42条 特修生には身分証明書を交付する。

(学生証の呈示)

第43条 試験・面接授業・メディアを利用して行う授業に出席する場合、また面接指導を受ける場合には、写真入りの学生証又は身分証明書を呈示しなければならない。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第44条 学業優秀であって特に模範と認められる者に対してはこれを表彰する場合がある。

(懲 戒)

第45条 学生としてその本分にもとる行為があったときは、学長は、次の各号のいずれかの懲戒を加えることができる。

- (1) 戒 告
- (2) 受験停止
- (3) 停 学
- (4) 懲戒退学
- (5) 抹籍退学

2 次の各号の一に該当する学生に対しては、学長は前項第4号及び第5号の退学を命じることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業態度不誠実かつ学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 本学の指示、指導に従わず、秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 懲戒に関するその他必要事項は別に定める。

第13章 その他

(改廃)

第46条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、理事長がこれを行うものとする。

(附 則)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。